

京都市選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法第192条の規定による報告書の要旨の公表を次のとおり定めます。

令和3年4月15日

京都市選挙管理委員会

委員長 内海 貴夫

公職選挙法第192条の規定による報告書の要旨の公表は、市役所の掲示場に掲示してこれを行うものとし、平成15年1月14日京都市選挙管理委員会告示第10号は、廃止する。

(選挙管理委員会事務局)